



宮古島市長 嘉数 登

誓 約 書

宮古島市長 殿

トゥリバー地区マリナ係留施設の利用申請に際し、下記の事項を誓約します。

1 マリナへ単独で立入及び使用ができる者の定義について

- ① 使用者（宮古島市長より許可を受け、船舶検査証に名前の記載がある者）
- ② 共同所有者（船舶検査証に名前の記載がある者）※複数名記載がある場合は代表者一人
- ③ 事前に港湾課へ申請し許可を得た使用者の配偶者及び1親等の者
- ④ 事前に港湾課へ申請し許可を得た共同使用者・クルー（使用者と雇用関係にある者）
- ⑤ 事前に港湾課へ申請し許可を得た船舶管理業者

上記以外の者が単独でマリナへの立入及び使用した場合、立入をさせた場合及び使用させた場合は違反行為である事を理解しました。

2 マリナ内の操船について

マリナ内の出船時(離岸)・帰船時(着岸)は上記の①から⑤の者以外は出来ないこと
それ以外の者が操船した場合は違反行為であることを理解しました。

※但し、船舶管理業者は、あくまでも修理・メンテナンス・船の管理を行うための許可であり
船のメンテナンス後テスト操船することは許可されているが、日常的に船舶管理業者が
主体となって船を使用することは許可されていません。

3 船舶の共同所有の追加について

- ① 既存の船舶所有者（申請者）に新規の共同所有者を追加する場合、新たに共同所有者となった者は5年間経過した後、マリナにおいて単独での使用及び離着岸が許可されるものとする。
また、既存の船舶所有者（申請者）が共同所有から外れた場合、新規の共同所有者は共同所有への追加後10年経過しなければマリナ施設の更新申請は出来ないものとする。
- ② 船舶管理業者は管理している船舶の新たな共同所有者として申請できないものとする。
上記①、②について理解しました。

3 バースについて

許可を受けている海上バース・陸上バースに、申請時に提出された船舶検査証とは異なる船舶を駐めること、及び船舶以外（水上バイク、サップ、シーカヤック等）を海上バースで使用・係留もしくは陸上バースで保管することは違反行為であることを理解しました。

4 導き入れについて

海上及び陸上ゲートから、許可を受けていない船舶・船台等をマリナ内に導き入れることは違反行為であることを理解しました。

5 スロープ・駐艇場の使用について

1. 海上バースのみで許可を受けている者は、水道及び電気設備は使用できないこと。
2. 海上バースのみで許可を受けている者は、港湾課の許可を得なければスロープを使用できない。使用後は車両・船台・船舶等を早急にマリーナから移動させること。
3. 海上バースのみで許可を受けている者は、台風対策及び船舶の故障等いかなる場合でも港湾課の許可がなければ陸上バースを短時間であっても使用できないこと。
以上の事柄に反することは違反行為であることを理解しました。

6 マリーナ内における作業について

マリーナ内で行う船体及び船台等の整備作業については、作業に伴って発生する粉塵・スラグ・塗料等の飛散を防止する対策を講じ、マリーナ内設備及び他社の財産に飛散や破損が生じた場合は早急に原状回復を行うこと。
作業前には港湾課に許可を受けなければこれらを行う事は違反行為である事を理解しました。

7 マリーナ内での放置物について

船や船台のメンテナンス等に伴い、マリーナ内に廃棄物及び交換した部品等その他美観を損なう物を放置することは違反行為であることを理解しました。

8 平良港トゥリバー地区マリーナの使用許可を受けた場合には、宮古島市港湾施設管理条例、同条例施行規則、トゥリバー地区マリーナ施設使用許可条件を厳守します。

9 現在または将来にわたって、次の各号の反社会勢力のいずれにも該当しません。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団純構成員
- ②暴力団関係企業、総会屋等
- ③その他各号に準ずる者

10 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行いません。

11 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあたってはその代表者及び経営に事実上参加している者）が暴力団等の利益となる活動を行う団体ではありません。

12 これらの違反行為を行い、若しくは使用許可条件等に違反し、港湾課の指示に従わなかった場合、又は許可申請関係書類に虚偽記載があった場合は催告なしで許可申請が取り消されても一切意義を申し立てず、また、賠償ないし保証を求めないとともに、これにより損害が生じた場合には、一切を私（当社、クルー、メンバー含む）の責任とすることを誓約致します。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

共同使用者（クルー）登録申請書

宮古島市長 殿

令和 年 月 日

※許可番号		※施設番号		艇名		艇長（登録長） m				
申請者	氏名 印			住所 TEL						
	S・H 年 月 日生			職業 勤務先 TEL						
共同使用者	氏名		生年月日		住所及び勤務先（連絡先：携帯電話）					
	1	印				住所： TEL				
					勤務先： TEL					
	2	印				住所： TEL				
					勤務先： TEL					
	3	印				住所： TEL				
					勤務先： TEL					
	4	印				住所： TEL				
					勤務先： TEL					
	5	印				住所： TEL				
					勤務先： TEL					
	顔写真									
	1	顔写真 3.0×2.5		2	顔写真 3.0×2.5		3	顔写真 3.0×2.5		
					4	顔写真 3.0×2.5		5	顔写真 3.0×2.5	
	氏名		氏名		氏名		氏名		氏名	
備考欄										

船舶管理業者 届出書

宮古島市長 殿

令和 年 月 日

※許可番号		※施設番号		艇名		艇長（登録長） m									
申請者	氏名			住所											
	印 S・H 年 月 日生			TEL											
				職業 勤務先 TEL											
船舶管理業者	氏名		生年月日		住所及び勤務先（連絡先：携帯電話）										
	1	印		住所：											
				TEL											
				勤務先： TEL											
	2	印		住所：											
				TEL											
				勤務先： TEL											
	3	印		住所：											
				TEL											
				勤務先： TEL											
	4	印		住所：											
				TEL											
				勤務先： TEL											
	5	印		住所：											
				TEL											
				勤務先： TEL											
	顔写真														
	1	顔写真 3.0×2.5		2	顔写真 3.0×2.5		3	顔写真 3.0×2.5		4	顔写真 3.0×2.5		5	顔写真 3.0×2.5	
	氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		
	備考欄														

船舶管理業者誓約書

1 船舶管理業者は次の各号を厳守すること

(1) 浮桟橋及び駐艇場所

- ・使用許可を受けた艇は許可された場所に係留又は陸置きしてください。それ以外の場所に係留、陸置きをしないでください。
- ・駐艇スペース内には船以外のものを置かないでください。
- ・複数の船舶を管理している場合、船舶ごとの使用許可を受けた場所を使用し場所を入れ替えて使用することは違反行為になります。

(2) 船舶管理業者の船舶使用の制限

- ・船舶管理業者は、あくまでも修理・メンテナンス・船の管理を行うための許可であり船のメンテナンス後テスト操船することは許可されているが、日常的に船舶管理業者が主体となって船を使用することは許可されていません。

(3) 艇の修理等

- ・艇の修理等を行う場合は管理者から場所の指定を受け、他の艇に迷惑にならないよう十分に注意をして行ってください。(※契約船舶の契約した駐艇場/浮桟橋のみ)
- ・海上係留の許可を受けた艇で修理・メンテナンス等のために船台を持ち込んだ場合は、使用後速やかに所有者の責任において撤去してください。事情により港内に船台を置く必要がある場合は管理者とよく相談してください。相談をせず港内に船台を放置している艇については即日許可を取り消されることがありますので、ご注意ください。

(4) 危険物、有害物質等の持ち込み、投棄等の禁止

- ・危険物及び公衆衛生上有害な物質等のマリーナ施設への持ちこみ、投棄又は放置を禁止します。

(5) 営利行為の禁止

- ・マリーナ施設内における営利行為は禁止します。

(6) 使用権利の譲渡禁止

- ・使用許可に基づく施設を使用する権利の譲渡、転貸、又は担保にする事は条例により禁止されています。(※バース売買の禁止)

2 マリーナ内における作業について

マリーナ内で行う船体及び船台等の整備作業については、作業に伴って発生する粉塵・スラグ・塗料等の飛散を防止する対策を講じ、マリーナ内設備及び他社の財産に飛散や破損が生じた場合は早急に原状回復を行うこと。
作業前には港湾課に許可を受けなければこれらを行う事は違反行為です。

3 艇の管理・責任について

(1) 艇の管理責任

- ・艇の管理は所有者又は船舶管理業者の自己管理、自己責任において実施してください。

(2) 損害賠償

- ・施設又は他の船舶等に損害を与えた場合、又は他の船舶等から損害を受けた場合は、当事者間で解決してください。管理者はその責任を負いません。また、こうした損害に備えるために小型船舶の船体保険、搭乗者保険等に参加することをお奨めします。

(3) 盗難、事故防止等

- ・船体、備品、資材、用具等の盗難、マリーナ内での盗難、事故等においても管理者は、一切その責任を負いません。
- ・盗難、事故防止は使用者の自己管理、自己責任において実施してください。

※ 遠方の方で申込みを行う場合のみ、本市に住所を有し現に居住している方を船舶管理業者として登録し、平常時・台風時等における管理を行わせることができること(船舶管理業者の主旨)

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____